

立山町道路リポーターシステム 運用方針

1 総則

立山町道路リポーターシステムの運用に関しては、「立山町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」に定めるもののほか、本方針の定めるところによるものとします。

2 目的

立山町道路リポーターシステムは、LoGo フォームにより作成したウェブページ『道路リポーターシステム』から成り、立山町が管理する道路の破損や陥没、照明灯の不具合、ガードレールの損傷、倒木や積雪状況など、道路状況を町民等に迅速かつ手軽に通報してもらうことで、適時適切な道路管理を行うことを目的とします。

3 管理者

立山町 建設課 土木施設維持係

4 受信内容・確認

LoGo フォームにより作成したウェブページ『道路リポーターシステム』にて受信した内容は、立山町が管理する道路の破損や陥没など不具合の状況がわかる写真、その場所の位置情報とします。また、受信確認は、原則として開庁時間内（祝日、年末年始を除く、月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分）とし、管理者が写真と位置情報を確認したことをもって、当該情報の受付とします。

5 注意事項

(1) 本システムは、LoGo フォームにより作成したウェブページ『道路リポーターシステム』を利用し、道路状況について情報提供を受けることを目的としており、補修などの対応を必ず実施するものではありません。

(2) 道路状況についての情報提供は、LoGo フォームにより作成したウェブページ『道路リポーターシステム』から行います。

(3) 情報提供に対する対応について、確認が必要な場合には、電話でお問い合わせください。

(4) 情報提供への対応については、受信から日数を要する場合があります。緊急に対応が必要な案件については、お電話にてお問合せください。

(5) 場所の特定ができないと対応できない場合があります。具体的な場所がわかるよう、周辺状況がわかる遠景の写真を添付いただくか、付近の目印など場所を補足する説明を記載ください。

(6) 町の判断により、緊急性が低いと判断した場合など、他箇所との優先順位から、経過観察などの対応となる場合があります。

(8) 町が管理していない道路や道路付属物等について、情報提供いただいた場合、管理者が特定できるものは、提供いただいた情報を管理者へ通知することがあります。

6 免責事項

(1) 立山町はユーザーが、LoGo フォームにより作成したウェブページ『道路リポーターシステム』を利用したこと、または利用できなかったことによって生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

(2) 立山町は LoGo フォームにより作成したウェブページ『道路リポーターシステム』に関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

(3) LoGo フォームにより作成したウェブページ『道路リポーターシステム』は、株式会社トラストバンクのシステムによって運用されています。株式会社トラストバンクのシステム運用や技術的な質問に関しては一切お答えすることができません。

(4) 立山町は、予告なく本運用方針の変更や見直し、または中止をすることがあります。

7 個人情報に関する取扱い

LoGo フォームにより作成したウェブページ『道路リポーターシステム』を通じて、担当課が取得した個人情報については、立山町個人情報保護条例（平成 16 年立山町条例第 23 号）に基づき、適切に取り扱うものとします。

この運用方針は、令和 3 年 1 月 1 2 日から適用します。